「

平成二十五年一月一日から平成二十五年三月三十一日まで	年一分二毛
平成二十五年四月一日から平成二十五年六月三十日まで	年九厘八毛
平成二十五年七月一日から平成二十五年九月三十日まで	年九厘八毛

」に改め、同表沖縄振興開発金融公庫の項中「

平成二十五年一月一日から平成二十五年三月三十一日まで	年六厘三毛
平成二十五年一月一日から平成二十五年三月三十一日まで	年六厘三毛
平成二十五年四月一日から平成二十五年六月三十日まで	年五厘六毛
平成二十五年七月一日から平成二十五年九月三十日まで	年五厘九毛

」を「

平成二十五年一月一日から平成二十五年三月三十一日まで	年六厘三毛
平成二十五年四月一日から平成二十五年六月三十日まで	年五厘六毛
平成二十五年七月一日から平成二十五年九月三十日まで	年五厘九毛

」に改める。

○経済産業省告示第百七十九号

コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第三十七条第二項の規定に基づき、保安検査の方法を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年七月三十日

経済産業大臣　茂木　敏充

保安検査の方法を定める告示の一部を改正する告示

保安検査の方法を定める告示（平成十七年経済産業省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

表第四号上欄中「、第六号及び第七号」を「から第八号まで」に、同表第五号下欄中「高圧ガス保安協会・高圧ガスＬＮＧ協会共同規格ＫＨＫ／ＫＬＫＳ　０８５０－７（２０１１）保安検査基準（ＬＮＧ受入基地関係）」を「高圧ガス保安協会・高圧ガスＬＮＧ協会共同規格ＫＨＫ／ＫＬＫ　Ｓ　０８５０－７（２０１１）保安検査基準（ＬＮＧ受入基地関係）」に改め、同表に次の一号を加える。

八　コンビナート等保安規則の適用を受ける製造施設であって、液化石油ガス岩盤貯槽に受け入れ、当該液化石油ガスを他の施設に送り出すためのもの	八　高圧ガス保安協会・独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構共同規格ＫＨＫ／ＪＯＧＭＥＣ　Ｓ　０８５０－８（２０１２）（液化石油ガス岩盤備蓄基地関係）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第百八十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第二百六十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十五年七月三十日

経済産業大臣　茂木　敏充

表の委任した予算科目名の欄中「地域企業立地促進等事業費補助金」を「地域企業立地促進等事業費補助金（地域新産業戦略推進事業（地域新産業集積戦略推進事業に限る。）に限る。）」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第百八十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、昭和五十三年八月通商産業省告示第三百六十号（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十五年七月三十日

経済産業大臣　茂木　敏充

別表一の補助金等の名称項中「アスベスト代替化対策事業費補助金」を「アジア拠点化立地推進事業費補助金（研究開発に係るものを除く。）」に、「アスベスト代替化対策事業費補助金」を「負荷平準化機器導入効果実証事業費補助金」を「福島県市民交流型再生可能エネルギー導入促進事業費補助金」に、別表四の補助金等の名称項中「アジア基準認証推進事業費補助金」を「アジア拠点化立地推進事業費補助金（研究開発に係るものに限る。）」に改める。

別表一の船舶の項を次のとおり改める。

船舶	
船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四条から第十九条までの適用を受ける鋼船	九
漁船	
総トン数が五〇〇トン未満のもの	
オイルフェンス展張船その他のもの	一四
その他のもの（油そう船及び薬品そう船を除く。）	
総トン数が二千トン以上のもの	一五
総トン数が二千トン未満のもの	
その他のもの（しゅんせつ船及び砂利採取船並びにカーフェリーを除く。）	一四
船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船	七
船舶法第四条から第十九条までの適用を受けない船舶（鋼船及び木船を除く。）	
モーターボート	四
その他のもの	五

別表四の機械及び装置の項を次のとおり改める。

機械及び装置	
電気機械器具製造業用設備	七
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	一三
技術の開発、研究、試験及び指導用のもの	
汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械、汎用木工機械その他これらに類するもの	七
その他のもの	四
その他のもの	
主として金属製のもの	一七

附　則

この告示は、公布の日から施行する。